

救急告示医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
高橋 博 則
(公印省略)
東京都福祉保健局医療政策部長
矢 沢 知 子
(公印省略)

新型コロナ疑い救急患者の東京ルールについて

日頃から、都の保健医療施策に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

都は、新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者（以下「新型コロナ疑い救急患者」という。）を円滑に受け入れるため、新型コロナ疑い救急患者を積極的に受け入れる二次救急医療機関（以下「新型コロナ疑い救急医療機関」という。）及び必ず受け入れる二次救急医療機関（以下「新型コロナ疑い地域救急医療センター」という。）を整備し、救急隊と連携して円滑に患者を搬送する仕組み（以下「新型コロナ疑い救急患者の東京ルール」という。）の構築について検討しています。

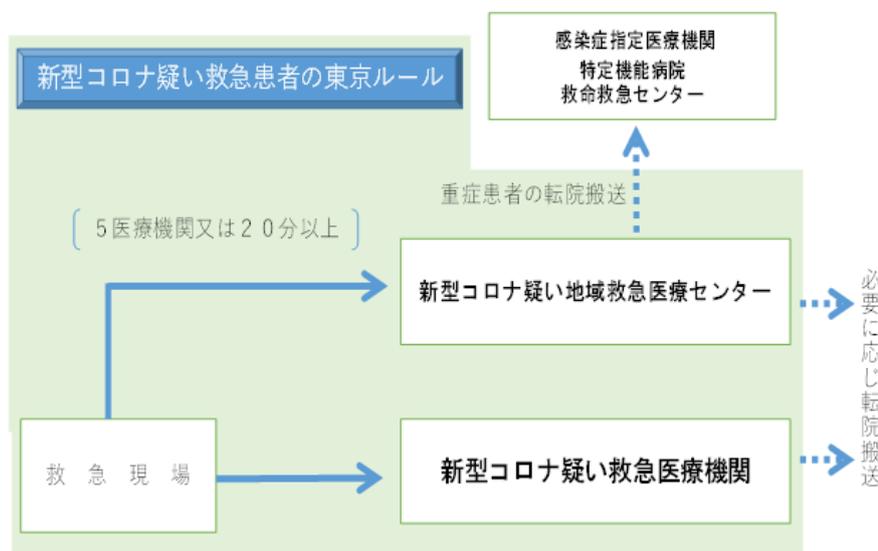
つきましては、詳細な事業内容については別途通知しますが、下記のとおり新型コロナ疑い救急患者の東京ルールの概要についてお知らせしますので、御参画についてご検討ください。

なお、新型コロナ疑い救急患者の東京ルールの概要に関する説明会を予定しています。

記

1 新型コロナ疑い救急患者の東京ルールについて

新型コロナ疑い救急医療機関は、新型コロナ疑い救急患者を積極的に受け入れることとします。ただし、救急隊による 5 医療機関への受入要請又は選定開始から 20 分以上経過しても搬送先医療機関が決定しない場合は新型コロナ疑い地域救急医療センターが必ず受け入れることとします。



2 新型コロナ疑い救急患者の対応医療機関について

新型コロナ疑い救急患者を受け入れる医療機関は下表のとおりとします。

	新型コロナ疑い救急医療機関	新型コロナ疑い地域救急医療センター
概要	新型コロナ疑い救急患者を <u>積極的に</u> 受け入れる医療機関として都が指定	新型コロナ疑い救急患者を <u>必ず</u> 受け入れる医療機関として都が指定
要件	ア 救急告示医療機関であること イ 新型コロナ疑い救急患者に対応できる体制が整っていること ウ 救急隊からの受入要請に対し積極的に受け入れること エ 病院端末に新型コロナ疑い救急患者の受入の可否を随時入力すること	ア 新型コロナ疑い救急医療機関であること イ 救急隊からの選定困難事案（5医療機関または20分以上搬送先が決まらない事案）の受入要請に対し、毎日24時間必ず受け入れること ウ 新型コロナ疑い救急患者の担当医師を配置すること エ 必要に応じて転院搬送先を調整すること
支援策（案）	ア 救急医療の提供を継続するための体制確保への補助 イ 患者受入実績に応じた謝金	ア 新型コロナ疑い救急患者を担当する医師確保への補助 イ 救急医療の提供を継続するための体制確保への補助 ウ 患者受入実績に応じた謝金

※小児・妊産婦のみを受け入れる医療機関も可能とする。

3 新型コロナ疑い救急患者とする基準について

新型コロナウイルス感染症診療の手引き第2版「疑い患者の要件」に基づき設定します。（別紙「新型コロナ疑い救急患者とする基準」のとおり。）

4 新型コロナ疑い救急患者の東京ルールの対象外症例について

以下の事案は、新型コロナ疑い救急患者の東京ルールの対象外とします。

- (1) 救命救急センター等の選定事案
- (2) 脳卒中急性期医療の選定事案
- (3) 転院搬送

5 説明会の開催について

新型コロナ疑い救急患者の東京ルールに関する説明会を下記のとおり予定しています。

- (1) 開催日時 令和2年6月12日（金曜日）①16時30分から、②17時30分から（同一内容）
- (2) 実施方法 Web会議による開催

※詳細は別途お知らせいたします。

【担当】 東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課救急医療担当 電話 03-5320-4427
--

新型コロナ疑い救急患者とする基準

救急患者が次のア～オまでのいずれかに該当する場合とする。

- ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- オ ア～エまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
 - ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う